

民事介入暴力対策委員会

委員長就任のご挨拶

民事介入暴力対策委員会委員長 中井 克洋 (広島弁護士会)



本年度の民事介入暴力対策委員会委員長に就任しました広島弁護士会所属の中井克洋です。就任のご挨拶をさせていただきますとともに、本年度の我が委員会の課題と活動方針をご説明させていただきます。

現在、我が委員会は、犯罪被害者支援委員会・消費者問題対策委員会の支援を受けて、本年10月4日、5日に青森市で開催される第61回人権擁護大会及び同大会シンポジウム第2分科会(テーマ「組織犯罪からの被害回復」)特殊詐欺事犯の違法収益を被害者の手に「」の準備を第2分科会実行委員会とともに進めております。これは私が、同実行委員長でもある木村圭二郎前委員長時代から引き継いだものですが、それを成功させることが本年度の最大の課題です。

そのほかの課題は以下のとおりです。

(1) 暴排活動のさらなる推進
我が委員会は、昭和55年に前身となる「民事介入暴力問題対策特別委員会」の設立以来、警察や暴追センターと連携して各地での組長訴訟や組事務所使用差止・明渡訴訟などの個別事件対応や、様々な暴排運動や暴排施策への関与を積極的に行ってきました(以下、これらの活動を総称して「暴排活動」といいます)。

(2) 部会構成と主要テーマ
我が委員会には4つの部会がありますが、前記1の課題に沿って以下に述べるような主要テーマを各部会において検討することとしています。

(3) 不当要求行為一般への対応体制の整備と啓発
また、暴排が進んだ結果、不当要求の現場においては、暴力団関係者と認定できるかどうか不明な者が増えるとともに、様々な要因によって暴力団とは全く関係のない一般人であっても、暴力団員などが行ってきたような危険かつ悪質な不当要求行為を行う者が増えています。

(4) 被害防止、被害回復のための各種施策立案への積極的関与
これまでの我が委員会は、委員会内での検討に加え、民事介入暴力対策大会、人権擁護大会において被害予防と被害回復のための調査研究を深めてきましたので、その結果を施策として実現できるように活動することが必要です。

係を絶ったものの対象から外れることが容易ではない、という問題への対応が必要になっていきます(離脱支援、ホワイト化)。

(3) 不当要求行為一般への対応体制の整備と啓発
また、暴排が進んだ結果、不当要求の現場においては、暴力団関係者と認定できるかどうか不明な者が増えるとともに、様々な要因によって暴力団とは全く関係のない一般人であっても、暴力団員などが行ってきたような危険かつ悪質な不当要求行為を行う者が増えています。

(4) 被害防止、被害回復のための各種施策立案への積極的関与
これまでの我が委員会は、委員会内での検討に加え、民事介入暴力対策大会、人権擁護大会において被害予防と被害回復のための調査研究を深めてきましたので、その結果を施策として実現できるように活動することが必要です。

この点、我が委員会には暴力団の不当要求に對峙してきた諸先輩から引き継いだ多くのスキルやノウハウが蓄積されているとともに、暴力団と對峙したときに私たちの警備・身辺保護を警察にお願いしてきたという経験がありますので、これを社会に啓発していくことが必要です。

(3) 不当要求行為一般への対応体制の整備と啓発
また、暴排が進んだ結果、不当要求の現場においては、暴力団関係者と認定できるかどうか不明な者が増えるとともに、様々な要因によって暴力団とは全く関係のない一般人であっても、暴力団員などが行ってきたような危険かつ悪質な不当要求行為を行う者が増えています。

(4) 被害防止、被害回復のための各種施策立案への積極的関与
これまでの我が委員会は、委員会内での検討に加え、民事介入暴力対策大会、人権擁護大会において被害予防と被害回復のための調査研究を深めてきましたので、その結果を施策として実現できるように活動することが必要です。

具体的には、不当要求対応のためのスキル、ノウハウの啓発を広く進めたいと思います。

次に、民事事案であっても、現場で不当要求に對する担当者や弁護士に對して加えられる様々な危害を防止するために警察の現場引き分けが可能であることは、平成12年8月に開催された民事介入暴力対策全国大会・協議会と平成23年11月に開催された民暴広島大会において研究・確認されています。これが広く実践されるように関係各機関と協議していききたいと思います。

(4) 第4部会「民事介入暴力対策制度研究に関する部会」
同じく「被害防止、被害回復のための各種施策立案への積極的関与」を主要なテーマとします。

これまで第4部会は民事介入暴力を根絶し、打撃を与える法制(没収、マネー・ローンタリリング、課税、捜査方法など)の研究をしてきました。たとえば、暴力団の上納金に対する課税の強化について、平成29年12月6日付けで日弁連意見書として発出していますが、これらの研究や提言が実現できるように活動していきたいと思います。

(2) 離脱支援、ホワイト化の体制整備
他方で、暴排が進んだものの、脱退したはずの元暴力団員が暴力団に戻ったり、その他の犯罪組織に入ったりして犯罪を犯すという問題や、暴排対象者が暴力団と関係

そこで我が委員会は、暴力団の壊滅に向けて、暴排活動をさらに継続発展させることが必要です。

前記1で挙げた「暴排活動のさらなる推進」を主要なテーマとします。

具体的には、みかじめ料拒否運動、盛り場対策運動、組長訴訟や暴力団事務所使用差止・明渡訴訟などをさ

らに進めていきたいと思います。

(2) 第2部会「取引排除の法理研究及び実践に関する部会」
同じく「暴排活動のさらなる推進」「離脱支援、ホワイト化の体制整備」を主要なテーマとします。

取引排除に関する法理研究並びに様々な業界及び団体における取引排除の実践、経済取引における暴排環境の整備についての検討を進めるとともに、排除した個人や法人をどのように社会復帰させるかについてのシステム化の検討を進めていきたいと思います。

(3) 第3部会「不当要求に関する法理研究及び對策に関する部会」
同じく「不当要求行為一般への対応体制の整備と啓発」を主要なテーマとします。

具体的には、不当要求対応のためのスキル、ノウハウの啓発を広く進めたいと思います。

次に、民事事案であっても、現場で不当要求に對する担当者や弁護士に對して加えられる様々な危害を防止するために警察の現場引き分けが可能であることは、平成12年8月に開催された民事介入暴力対策全国大会・協議会と平成23年11月に開催された民暴広島大会において研究・確認されています。これが広く実践されるように関係各機関と協議していききたいと思います。

この我が委員会の暴排活動や、政府・自治体の施策(平成19年6月の犯罪対策閣僚会議幹事会「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」や全道道府県での暴排条例の制定など)により、ここ10年の間に暴力団員は急速に減少してきました。

そこで我が委員会は、暴力団の壊滅に向けて、暴排活動をさらに継続発展させることが必要です。

前記1で挙げた「暴排活動のさらなる推進」を主要なテーマとします。

具体的には、みかじめ料拒否運動、盛り場対策運動、組長訴訟や暴力団事務所使用差止・明渡訴訟などをさ